

事務連絡
平成 21 年 12 月 21 日

医療機関施設長 様

尼崎市保健所長

新型インフルエンザ（A/H1N1）に係る今後のサーベイランス体制等について

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、本市保健行政に対し格別なご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。さて、12 月 14 日に、厚生労働省より「新型インフルエンザ（A/H1N1）に係る今後のサーベイランス体制等について」（二訂版）が示されたことに伴い、入院サーベイランスにおいては、新型、季節性を問わず、当該感染症による重症者の発生動向や病原体の変化等を推察、把握することを目的とし、インフルエンザ入院サーベイランスの報告、および PCR 検査の対象が一部変更となりましたので、下記の対応をお願いいたします。

記

1) 入院サーベイランスの報告について

インフルエンザ様症状を呈する患者であって入院を要するものを確認した場合は、別紙 B 改訂版を用いて、尼崎市保健所へご連絡をお願いいたします。

2) PCR 検査について

インフルエンザ様症状を呈する患者において、死亡、脳症、人工呼吸器装着、又は集中治療室入室の患者については、PCR 検査を行いますので、別紙 B 改訂版を用いて、ご連絡をお願いいたします。

PCR 検査検体用のスピッツを職員がもってまいります。また、検体採取後は、職員が回収にまいります。

3) 医療機関におけるクラスターサーベイランスについて 従来どおり

医療機関において、入院患者（インフルエンザによる入院患者以外）、職員等において、1 週間に 10 名以上のインフルエンザと診断された患者が発症した場合、報告が必要となっています。別紙 C 改訂版「医療機関におけるクラスターサーベイランス報告」において、必要事項をご記入の上、FAX をお願いします。

以 上

保健企画課予防防疫担当
TEL : 4869-3010
FAX : 4869-3049